



鳥取県公報

令和4年1月14日（金）
第9365号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（10）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（2件）（11・12）（〃）・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（13）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	令和4管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量（14）（水産課）・・・・・・・・ 3
	保安林の指定施業要件の変更（15）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（16）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表（17）（鳥取県土整備事務所）・・・・ 4
	指定障害児通所支援事業者の指定（18）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 4
	指定居宅サービス事業者の指定（19）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	指定介護予防サービス事業者の指定（20）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（21）（〃）・・・・・・・・・・・・ 5
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令（22）（西部総合事務所農林局）・・・・・・ 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （東部農林事務所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・ 7
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・ 7
◇ 調達公告	落札者の決定（鳥取県立厚生病院）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふくい内科クリニック	米子市上福原二丁目17-15	令和3年12月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ローリエ薬局角盤店	米子市角盤町四丁目99	令和4年1月1日

鳥取県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項及び第6項において準用する場合並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	ヘルパーステーションまちくら	米子市西倉吉町54	訪問介護	令和2年12月1日

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	ヘルパーステーションまちくら	米子市西倉吉町54	第1号訪問事業による支援に相当する支援	令和2年12月1日

鳥取県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人こ うほうえん	境港市誠道町 2083	デイサービスセン ター暖だん倶楽部	米子市米原八丁目 5-77	地域密着型通所 介護	令和4年1月 1日

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人こ うほうえん	境港市誠道町 2083	デイサービスセン ター暖だん倶楽部	米子市米原八丁目 5-77	第1号通所事業 による支援に相当 する支援	令和4年1月 1日

鳥取県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ふくい内科クリニック	米子市上福原二丁目17-20	令和3年11月30日

鳥取県告示第14号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和4管理年度（令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）のまあじの知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和4年1月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まあじ漁業	現行水準

鳥取県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年1月14日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字外邑字奥滝野542の3
- 2 保安林として指定された目的
なだれの防止
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第16号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年1月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業地域 倉吉市巖城ほか
- 3 終了年月日 令和3年12月23日

鳥取県告示第17号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月14日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 河 田 英 明

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社湯川建設 代表取締役 湯川 繁	鳥取市湖山町東四丁目90	鳥取市湖山町西三丁目205-1 (4,455平方メートル)	砂 (11,694.26立方メートル)	採取の間	令和2年11月25日から 令和3年11月24日まで	令和2年11月25日から 令和4年11月24日まで	令和3年11月26日
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字中ノ茶屋裏2597-1外2筆 (7,947.66平方メートル)	砂 (19,417.22立方メートル)	〃	令和2年10月30日から 令和3年10月29日まで	令和2年10月30日から 令和4年10月29日まで	令和3年12月3日

鳥取県告示第18号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月14日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
グーニーズ合	境港市昭和町13	グーニーズ皆生	米子市皆生温泉二丁目	放課後等	令和4年1月

同会社	-27		8-17	デイサービス	4日
-----	-----	--	------	--------	----

鳥取県告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月14日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人美穂会	介護老人保健施設小谷苑	西伯郡大山町西坪545-1	令和4年1月1日	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月14日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人美穂会	介護老人保健施設小谷苑	西伯郡大山町西坪545-1	令和4年1月1日	介護予防訪問リハビリテーション

鳥取県告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月14日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	エポック翼	米子市米原1459-4	就労移行支援	令和3年11月30日
一般社団法人ST	米子市大篠津町4920	きくらげくらぶ	米子市大篠津町4920	就労継続支援B型	令和4年1月31日

鳥取県告示第22号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月14日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市及び境港市の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和4年2月3日から同年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、西部総合事務所農林局及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第1号

令和4年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年1月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

1 日時 令和4年1月17日（月） 午後2時

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室

3 議題

(1) 令和4年度明るい選挙推進運動要領及び事業計画について

(2) 倉吉市議会議員一般選挙に係る審査の申立てに関する審理について

(3) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月14日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所

鳥取市気高町日光字東濱屋敷廻り1006の3、1006の4

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和3年12月21日付鳥取県告示第655号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

- 4 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年1月14日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。（定員15人）

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和4年2月16日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		令和4年2月4日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,900円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操

作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和4年1月14日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和4年2月1日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和4年2月8日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年2月15日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年2月22日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月14日

鳥取県立厚生病院長 皆 川 幸 久

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立厚生病院医薬品調達管理業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和3年12月27日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社サンキ
広島県広島市西区草津港三丁目3-33 |
| 5 落 札 金 額 | 16,632,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和3年11月2日 |
| 7 落 札 方 式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局経営課
倉吉市東昭和町150 |